

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八街市長 北村 新司

市町村名 (市町村コード)	八街市 (12230)
地域名 (地域内農業集落名)	川上地区 (大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田地帯が広がっている一方で、柔らかく水はけの良い火山灰土の土壌を生かして、人参、馬鈴薯、さつまいも等の露地野菜の作付が多い。地域農業における課題は以下のとおりである。

- ・資材等の高騰により経費が増えているが、販売価格が低下し収益率が悪い。
- ・農業者の高齢化が進んでいるため、農作業の省力化のための機械の購入も借り入れてまではできない。
- ・後継者が不足している。
- ・大型の機械が道が狭くて通れないため、借り手が見つからない。
- ・買取り単価が低いので、稲作を行う人が減っている。
- ・古村の土地であるので、畑が狭く平坦では無いところがあり、機械化による省力化が不向きである。
- ・カメムシ等の害虫による被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は、水稻と落花生、人参、馬鈴薯、さつまいも等の露地野菜の栽培を中心に引き続き営農を行う。今後も農地の維持を続けていくために、認定農業者などの担い手を中心に農地の集積・集約化を進め効率的な営農を行う。また、後継者を含む担い手を増やすためには安定した収益が必要になるので、生産物の販売方法についても地域全体で検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	260.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	215.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手を中心に、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備をすることで農地の利用価値があがるので、担い手のニーズを踏まえつつ、事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者などの今後の農業を担う者を確保・育成していくために、JAや県、市などの関係機関と連携し、栽培技術や営農に関する情報提供などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状の経営を維持し、遊休農地の発生防止を図るために、農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどの有害鳥獣被害防止のため、電気柵の設置を行う。